(二)　特別保護地区の管理方針
イ　大規模生息地の保護区として、クマタカ、ツキノワグマ等の行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとし、当該区域内に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、適切な管理に努める。
ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。
ニ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、鳥獣の生息状況の把握に努める。
ホ　当該区域は、吉野熊野国立公園及び室生赤目青山国定公園の指定区域と重なる部分があることから、公園の管理との協力連携を図る。
ヘ　当該区域一帯では、ニホンジカによる樹皮剥ぎ等の被害が発生していることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力を図り、特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な個体数に誘導する等の適切なニホンジカの保護管理に努める。

**○環境省告示第百五十号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三日

環境大臣　長浜　博行

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　株式会社富士クリーン
ロ　住所　香川県綾歌郡綾川町山田下二千九百九十四番地一
ハ　代表者の氏名　代表取締役　馬場　一雄
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上二千七百九十九番一、二千七百九十九番二及び乙七百五十四番一、香川県綾歌郡綾川町山田下字天神二千九百九十四番一並びに香川県綾歌郡綾川町羽床上字井手下二百二十二番一
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
(2)　紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
五　申請年月日
平成二十四年九月十四日
六　縦覧場所
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び中国四国地方環境事務所高松事務所廃棄物・リサイクル対策課、香川県環境森林部廃棄物対策課及び中讃保健福祉事務所環境管理室並びに綾川町住民生活課

# 国会事項

## 衆議院

**常任委員長辞任**

十月一日議長において、次の各常任委員長の辞任を許可した。

外務委員長　田中眞紀子
国家基本政策委員長　田中けいしゅう
議院運営委員長　小平　忠正

**報告書受領**

九月二十七日会計検査院長重松博之から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「T－7初等練習機の委託整備費用の執行に当たり、総合評価の際に示された提案内容を今後の契約に適切に反映させるための取組を行い、経費のより経済的及び効率的な執行に資するよう防衛大臣に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう文部科学大臣に対して意見を表示したもの」

又同日国と地方の協議の場議長藤村修から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十四年度第一回）における協議の概要に関する報告書

又九月二十八日内閣を経由して内閣総理大臣野田佳彦から、次の報告書を受領した。

東日本大震災復興特別区域法第十二条第十項の規定に基づく同法に規定する国と地方の協議会における協議の経過及び内容に関する報告書

**辞令**

（委員部長）衆議院参事　向大野新治
事務次長を命ずる
（記録部長）同　阿部　優子
議事部長を命ずる
（議事部長）同　岸本　俊介
委員部長を命ずる
（憲政記念館長）同　関根　弘
記録部長を命ずる
（議事部副部長秘書課長事務取扱）同　鹿村謙太郎
警務部長を命ずる
（警務部長）同　紅谷　弘志
管理部長を命ずる
（庶務部副部長議員課長事務取扱）同　柏　尚志
憲政記念館長を命ずる
（委員部副部長）同　久留　正敏
衆議院常任委員会専門員に任命する
文部科学委員会専門員を命ずる
文部科学調査室長に充てる
（厚生労働調査室首席調査員兼社会保障と税の一体改革に関する特別調査室首席調査員）　中尾　淳子
衆議院調査局調査員
衆議院常任委員会専門員に任命する
厚生労働委員会専門員を命ずる
厚生労働調査室長に充てる
衆議院常任委員会専門員に任命する
経済産業委員会専門員を命ずる
経済産業調査室長に充てる
（国土交通調査室首席調査員兼東日本大震災復興特別調査室首席調査員）　宮部　光
衆議院調査局調査員
衆議院常任委員会専門員に任命する
国土交通委員会専門員を命ずる
国土交通調査室長に充てる
東日本大震災復興特別調査室長兼務を命ずる
（第三特別調査室長）同　仲川　勝裕
衆議院常任委員会専門員に任命する
環境委員会専門員を命ずる
環境調査室長に充てる
（調査局総括調整監）同　齋藤久爾之
衆議院常任委員会専門員に任命する
国家基本政策委員会専門員を命ずる
国家基本政策調査室長に充てる
北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室長兼務を命ずる
（予算調査室首席調査員）同　石﨑　貴俊
衆議院常任委員会専門員に任命する
予算委員会専門員を命ずる
予算調査室長に充てる
（庶務部人事課長）衆議院参事　近藤　博人
秘書課長を命ずる